

市役所新庁舎整備検討に関する有識者会議設置要綱

(設置)

第1条 市民サービスの拠点となる市役所新庁舎の整備に当たり、専門的な観点から有識者の助言を求めるため、市役所新庁舎整備検討に関する有識者会議（以下「有識者会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 有識者会議は、次に掲げる事項について、専門的な観点から助言するものとする。

- (1) 市役所新庁舎の実施設計策定に向けた検討事項のうち、市長が必要と認める事項に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市役所新庁舎の整備を検討するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 有識者会議は、委員5名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる分野の学識経験者等から市長が選任する。

- (1) 公共政策
- (2) 都市計画
- (3) 建築計画
- (4) その他市長が特に認める分野

(任期)

第4条 委員の任期は、令和5年7月31日までとする。

(会長の職務等)

第5条 有識者会議に会長及び副会長1名を置く。

2 会長は、市長が第3条第2項第1号に掲げる分野の学識経験者等の中から選任し、副会長は、会長が選任する。

3 会長は、有識者会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 有識者会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 有識者会議の会議は、公開とする。ただし、会長が特別の事由があると認めるときは、有識者会議に諮って、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

(意見の聴取)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 有識者会議の庶務は、企画・調整室において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は、会長が有識者会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、制定の日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和5年7月31日限り、その効力を失う。

(招集の特例)

3 この要綱の施行の日以降最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。